収支報告書

令和2年分 開催分)

(ふ り が な) こやまのぶひろこうえんかい 政治団体の区分 口 政 □ 政治資金規正法第18条の2第1項 1 政治団体の名称 小山展弘後援会 党 の規定による政治団体 口 政 \mathcal{O} 支 治 □ 政 資 金 団 回その他の政治団体 2 主たる事務所の所在地 静岡県磐田市中泉656-1 口その他の政治団体の支部 活動区域の区分 3代表者の氏名 伸充 □ 2以上の都道府県の区域等 □ 同一の都道府県の区域内 4 会計責任者の氏名 善夫 資金管理団体の指定の有無 国会議員関係政治団体の区分 正政治資金規正法第19条の7第1項 □ 有 第1号に係る国会議員関係政治団体 事務担当者の氏名 ☑ 無 □ 政治資金規正法第19条の7第1項 公職の種類 伊藤 (現職・候補者の別) 第2号に係る国会議員関係政治団体 (電話) 0538-39-1234 公職の候補者 資金管理団体の届 の 氏 名小山 出をした者の氏名 (電話) 公職の種類衆議院議員 (現職・候補者の別) (候補者等) (電話) 公職の候補者 の氏名(2人目) 公職の種類 (現職・候補者の別) 公職の候補者 の氏名(3人目)

選挙管委 - 3.5.25



資金管理団体の指定の期間 から まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間 から まで (※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

公職の種類(現職・候補者の別)

収 支 の 状 洗

1 収支の総括表

収 入 総 額	0
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	0
支 出 総 額	0
翌年への繰越額	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費					
金	額				
員	数(党費又は会費を納入した人の数)				

(2) 寄 附						
ア 寄附(イを除く。)の区分	金	額	備	考		
(ア) 個 人 か ら の 寄 附)			
(うち特定寄附)						
(イ) 法人その他の団体からの寄附)			
(ウ) 政治団体からの寄附)			
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)		()			
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		(
イ 政党匿名寄附)			
合 計 (ア + イ))			

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総	括 表			
項	目		金額	備 考 本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出
1 経 7	常経	費		
(1) 人	件	費		0
(2) 光	熱水	費		0
(6) //14 PP	• 消耗品			0
(4) 事	務 所	費		0
小	計			0
2 政 治	活動	費		
(1) 組 総	活 動	費		0
(2) 選 挙	関係	費		0
(3) 機関紙誌	の発行その他の事	業費		0
ア機関紙	誌の発行事業	美 費		0
イ 宣 伝	事業	費		0
ウ 政治資金	パーティー開催事	業費		0
エその	他の事業	費	-	0
(4) 調 査	研 究	費		0
(5) 寄 附	・ 交 付	金		0
(6) そ の	他の経	費		0
小	計			0
合	計			0

(その17)

東産等の 払 況

1 資産等の総括表

資産等の有無							
資産等の項目別区分	有	無	備	考			
ア 土 地		V					
イ建物		V					
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		N					
エ 取得の価額が100万円を超える動産		V					
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又 は 貯 金 (普 通 貯 金 を 除 く 。)		V					
力 金 銭 信 託		V	_				
キ 有		V					
ク 出 資 に よ る 権 利		N					
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		N					
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		V					
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権 利		V					
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		V					

宣 書

添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党本部及び政治資金団体に限る。)
- $\overline{\checkmark}$ 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和3年 5月 25日

政治団体の名称

小山展弘後援会

会計責任者の氏名

白井 善夫



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

政治資金監查報告書

令和3年5月20日

小山展弘後援会 代表 一木 伸充 殿

登録政治資金監査人

金監査人 **十** 37 番 号:第2333 号

研修修了年月日: 平成21年11月27日

1 監査の概要

- (1)私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、小山展弘後援会の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は 徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴 し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監 査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、小山展弘後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。 なお、政治資金監査の対象期間においては、小山展弘後援会に係る支出はなく、明細書、領 収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書 は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

小山展弘後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上